9　3の規定により設置される仲裁裁判所（以下この条において「仲裁裁判所」という。）が下す裁定には、次の事項を含める。

(a)　紛争締約国が、紛争投資家及びその投資財産に関し、この協定に基づく義務に違反したか否かに関する認定

(b)　紛争投資家の損失又は損害がこの協定に基づく義務の違反によるものである場合には、次の(i)又は(ii)に規定する救済措置のいずれか一方又は双方

(i)　損害賠償及び適当な利子

(ii)　原状回復。この場合の裁定においては、紛争締約国が原状回復に代えて損害賠償及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。

10　仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、投資紛争の両当事者を拘束する。当該裁定は、その領域内で執行が求められている国における有効な裁定の執行に関する関係法令に従って執行される。

11　3の規定にかかわらず、3に規定する仲裁への請求の付託は、紛争投資家が1に規定する損失又は損害を被ったことを最初に知った日又は知るべきであった最初の日のいずれか早い方の日から三年が経過した場合には、行うことができない。

12　3(a)を除く。)及び4の規定は、次の事項に関する投資紛争については、適用しない。

(a)　第九条1(b)に規定する締約国の義務

(b)　第二十条の規定が規律する締約国の措置

第十六条　特別な手続及び情報の要求

1　第三条のいかなる規定も、一の締約国が、自国の領域内における他の締約国の投資家の投資活動に関連して特別な手続（例えば、投資財産が当該一の締約国の法令に基づき設立されなければならないとの要件に従うこと）を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続が、この協定に適合するものであること並びに当該一の締約国がこの協定に従って当該他の締約国の投資家及びその投資財産に与える保護を実質的に害するものでないことを条件とする。

2　第三条及び第四条の規定にかかわらず、一の締約国は、自国の領域内において、他の締約国の投資家に対し、専ら参考情報として入手すること又は統計を収集することを目的として、当該投資家の投資財産に関する情報を提供することを求めることができる。当該一の締約国は、当該情報であって秘密のものについては、当該他の締約国の投資家又はその投資財産の競争上の立場を害することとなるいかなる開示からも保護する。この2の規定は、一の締約国が自国の法律の衡平かつ誠実な適用に関連して他の方法により情報を入手し、又は開示することを妨げるものと解してはならない。

第十七条　締約国間の紛争の解決

1　いずれの締約国も、この協定の解釈又は適用に関する紛争を解決するため、書面により、他の締約国との協議を要請することができる。要請を行う締約国（以下この条において「申立国」という。）は、要請の際に、第三の締約国に対して当該要請の写しを送付する。第三の締約国は、自国が当該紛争について実質的な利害関係を有すると認める場合には、協議に参加することができる。

2(a)　1の規定に基づく要請が受領された日の後六箇月以内に1に規定する協議により紛争が満足に解決されない場合には、申立国及び当該要請を受けた締約国（以下この条において「両紛争当事国」と総称する。）のいずれかは、他方の紛争当事国に対する書面による要請に基づき、当該紛争を仲裁裁判所に付託することができる。

(b)　紛争を(a)に規定する仲裁裁判所に付託する紛争当事国は、(a)の規定に基づく仲裁の要請の写しを第三の締約国に送付する。

(c)　第三の締約国は、両紛争当事国に対して書面による通報を行った場合には、(a)に規定する仲裁裁判所に対し、この協定の解釈に関する問題につき意見を提出することができる。

(d)　第三の締約国は、紛争について実質的な利害関係を有すると認める場合には、両紛争当事国及び(a)に規定する仲裁裁判所に対して書面により参加の意図を通報した上で、両紛争当事国のいずれか一方の側に参加することにより、仲裁手続に参加することができる。この書面による通報は、可能な限り速やかに、いかなる場合にも(b)の規定による要請の写しの送付の日の後七日以内に、両紛争当事国に送付する。

3　この条に別段の定めがある場合又は両紛争当事国の別段の合意がある場合を除くほか、仲裁裁判所の手続については、UNCITRAL仲裁規則を準用する。ただし、両紛争当事国は、準用されるUNCITRAL仲裁規則を修正することができるものとし、4の規定に従って任命された仲裁人は、いずれの紛争当事国も異議がないときは、準用されるUNCITRAL仲裁規則を修正することができる。仲裁裁判所は、自己の規則及び手続を定めることができる。

4　2(a)に規定する要請の受領の日から六十日以内に、各紛争当事国は、各一人の仲裁人を任命する。このようにして任命された二人の仲裁人は、両紛争当事国と協議の上、仲裁裁判長となる者として第三の仲裁人（非締約国の国民でなければならない。）を選定する。仲裁裁判所の仲裁人の任命に関する他の事項については、三人の仲裁委員で構成される仲裁委員会の仲裁委員の任命に適用されるUNCITRAL仲裁規則を準用する。この場合において、UNCITRAL仲裁規則中の任命権者は、国際司法裁判所長とする。国際司法裁判所長がいずれかの締約国の国民である場合又はこの任務を遂行することができない場合には、国際司法裁判所次長に対し仲裁人の任命を行うよう要請する。国際司法裁判所次長がいずれかの締約国の国民である場合又はこの任務を遂行することができない場合には、国際司法裁判所の裁判官のうち国際司法裁判所次長に次ぐ席次の者であって、いずれの締約国の国民でもないものに対し当該任命を行うよう要請する。

5　両紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、第三の仲裁人の選定の日から百八十日以内に全ての文書の提出が行われ、かつ、全ての弁論が終了しなければならない。仲裁裁判所は、この協定及び両紛争当事国に適用可能な国際法の規則に基づき、最後の文書の提出の日又は弁論の終結の日のうちいずれか遅い方の日から六十日以内に裁定を行う。当該裁定は、最終的なものであり、かつ、両紛争当事国を拘束する。

6　第三の締約国は、2(d)の規定に従って仲裁手続に参加しない場合には、両紛争当事国及び仲裁裁判所に対し書面による通報を送付した上で、全ての弁論に出席し、仲裁裁判所に対して書面で意見を提出し、及び口頭で意見を陳述し、並びに両紛争当事国から仲裁裁判所に対して提出された文書の写しを受領することができる。

7　両紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁裁判長その他の仲裁人に係る費用及び仲裁手続に係る他の費用は、両紛争当事国が均等に負担する。

第十八条　安全保障のための例外

1　この協定の他の規定（第十二条の規定を除く。）にかかわらず、各締約国は、次の措置をとることができる。

(a)　自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次の措置

(i)　戦時、武力紛争の時その他の自国内又は国際関係における緊急時にとる措置

(ii)　兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置

(b)　国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく自国の義務に従ってとる措置

2　各締約国は、この協定（第十二条の規定を除く。）に基づく義務に適合しない措置を1の規定によりとる場合であっても、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。